

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年11月25日(火)
会議時間 9時59分開会 10時44分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委員：只野敏彦、田村幸紀、川上 均、深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 総務課長：藤田哲也、同 課長補佐：尾田和哉
- 6 議 件
 - (1) 令和7年第6回町議会臨時会の運営について
 - ① 予定議案等(町)の説明
 - (2) 令和7年第7回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書について
 - ・ 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願
 - (2) その他
 - ① 全員協議会への報告、説明について
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 9:59】

(1) 令和7年第6回町議会臨時会の運営について

① 予定議案(町・議会)の説明

委員長(橋本晃明)：それでは、議会運営委員会を開催する。まず本日は、令和7年第6回町議会臨時会の運営について。執行部より提出予定議案の説明をいただく。総務課長、お願いします。

総務課長(藤田哲也)：本日の議運であるが、副町長が甜菜振興の中央要請ということで東京に出張しており、私のほうから代わってご説明をさせていただく。11月27日開会の第6回町議会臨時会である。提出案件の主なものについては、人事院勧告に基づく給与改定について議案を提出するものとなっている。関係条例として、お手元のほうに議案の目次があるかと思うが、議案第69号、70号、71号、72号、73号の5本の条例改正、更には、各会計に伴う補正予算を提出している。なお、職員及び会計年度任用職員に係る人件費については人勧のほか、育児休業や諸異動に伴う人件費の補正も計上しているところである。人事院勧告のほかの案件については、報告第5号として、令和7年4月8日発生のスクールバス事故に関して、損害賠償額の決定・和解を50万円未満ということで、令和7年10月7日付けで専決処分をしているので報告をする。また、議案第68号として、令和7年9月22日から21日にかけての降雨・強風による被害の復旧費用、これについては令和7年9月24日付けで予算の専決処分をしているので専決処分承認を求めることについて議案を提出している。目次の裏面のほうになるが、一番最後、議案第80号工事請負契約の締結というところである。いわゆる議決工事で、アイスアリーナ冷却機更新工事の締結についての議案を提出している。最後に、若干人勧関係・人件費以外の部分について、一般会計補正予算第8号の設定の中に含まれているものについてお話をさせていただく。清水大橋の橋脚部の洗堀があるということで、先の議会のほうで委託費の補正を上げている。この応急対策工事費についても、予算の計上をしている。このほか、老朽化の対応として、日の出団地の火災報知機機器の更新、また、清水中学校ボイラー給油ポンプ、体育館ボイラーの更新に係る工事費を計上しているところである。以上が、第6回町議会臨時会の提出議案の主な項目となっている。以上である。

委員長：今、説明をいただいたが、これについて質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

委員長：では、質疑ありませんが、これについては全員協議会で改めて説明を受けたいと思う。

(2) 令和7年第7回町議会定例会の運営について

① 予定議案(町・議会)の説明

委員長：続いて、令和7年第7回町議会定例会の運営についてを議題とする。では、また執行側から提出予定議案の説明を受けたいと思う。

総務課長：12月5日開会の定例会について、提出議案のご説明をさせていただく。まず、議案

第 81 号として清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定ということである。これについては、いわゆる国のマイナンバー法等の関係法令の改正がある。これに伴う法改正をするものである。条例改正の大きな項目としては、いわゆる乳幼児医療とか、重度医療、こういった医療の受給資格等の確認にマイナンバーを活用するという際に、条例にてその旨を規定しなければならないという国の法令に基づいて条例を改正するのが、改正の主な内容となっている。次に、議案の第 82 号である。清水町育成牧場草地改良施設設置及び牧野管理条例の一部を改正する条例の制定についてである。本町の使用料等については、国の法令等の改正に伴うもののほかは、3 年ごとに見直し・検討をしているところである。この度、令和 8 年度からの使用料等の改正について検討を行い、牧場使用料について十勝管内の平均額まで引き上げるといった条例改正を議案提出しているものである。次に、補正予算の関係だが、議案の第 83 号・84 号・85 号・86 号・87 号の 5 会計において、補正予算を提出している。一般会計の補正予算の中身について説明するので、議案第 83 号をご覧いただきたいと思う。議案第 83 号、令和 7 年度清水町一般会計補正予算第 9 号となっているものである。17,740 千円を減額し、歳入歳出の総額を 9,866,683 千円とするものとなっている。9 ページにお進みください。歳入となる。16 款 1 項 2 目、衛生費道負担金 2,526 千円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものである。2 項 4 目、農林業費道補助金、3 節、農業振興費補助金 7,015 千円の追加は、環境保全型農業の取り組み面積の増加及び担い手確保経営基盤強化支援事業の補助金要望の増に伴う追加である。4 節、土地改良事業費補助金 26,330 千円の減額は、農業水路等長寿命化事業の排水路工事の工程変更に伴う減額である。5 節、林業振興費補助金 17 千円の追加は、緊急猟銃時補償保険料に対する補助金の追加である。18 款 1 項 2 目、特定寄付金、1 節 1 番、特定寄附金 500 千円の追加は、高齢者福祉目的としての寄附 1 件を受け追加をするものである。3 番のまち・ひと・しごと創生寄附金 20 万円の追加は、企業版ふるさと納税寄附 2 件があったことによる追加である。10 ページのほうに参る。19 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の調整額 2,178 万 4,000 円の追加である。3 目、公共施設建設等基金繰入金 40 万円の減額は、基金充当事業費の確定による減額である。22 款 1 項 1 目、衛生債 110 万円の追加は、十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備に係る起債対象額の増に伴う追加である。2 目、農林業債 1,870 万円の減額は、道補助金でも触れたが、排水路工事の工程の変更に伴う起債対象額の減額、並びに道営畑地帯整備事業の下佐幌 15 号地区に係る道営事業費の減に伴う起債の減額である。5 目、教育債 40 万円の減額は、アイスアリーナ照明 LED 化事業の事業費確定による減額である。11 ページからは、歳出の補正である。2 款 1 項 6 目、企画費、7 節の報償費については、移住者賃貸住宅家賃奨励金の申請者が増加したことにより 20 万円の追加である。18 節、負担金、補助及び交付金は、地域活性化企業人の受け入れ準備にかかる負担金の追加、及び、地方バス路線維持費補助金確定見込みに伴って追加するものである。2 項 1 目、税務総務費、48 万 4,000 円の減額は、償却資産配分通知対応システムの改修を本年度予定していたが、稼動開始時期が令和 9 年度となったことから、令和 7 年度での事業の実施を 1 年ずらすということで減額するものである。12 ページに参る。2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費 6 万円の追加は、町民葬祭の供花料の不足見込みに伴い追加するものである。3 款 1 項 3 目、老人福祉費 756 万 5,000 円の追加は、歳入で追加した高齢者福祉目的の寄附 1 件による積み立て、並びに介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の追加である。4 目、障害福祉費 229 万 3,000 円の追加は、令和元年度から 5 年度までの自立支援給付費負担金の再確定に伴う返還金の補正計上である。9 目、国民年金事務費 43 万 4,000 円の追加は、令和 7 年度税制改正等に対応するためのシステム改修費の追加である。13 ページに参る。2 項 1 目、児童福祉総務費 37 万 6,000 円の追加は、令和 6 年度の子ども子育て支援事業補助金の実績確定見込みに伴って返還金の予算を計上するもの、並びに、令和 5 年度の子どものための教育・保育給付費交付金の再確定に伴う返還金の計上となっている。4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費 464 万 3,000 円の減額は、後期高齢者医療保険特別会計の補

正に伴うものである。4目、水道施設費9万5,000円の追加は、物価高騰対策生活支援事業として、水道料金の基本料金を6か月間免除する事業を本年度行っているが、事業費が確定をしたことに伴い補正を計上するものである。5目、公衆浴場管理費38万8,000円の追加は、サーモシャワー故障に伴う修繕料の追加である。14ページのほうに参る。4款2項1目、清掃費114万4,000円の追加については、歳入でも触れたが、十勝圏複合事務組合の新中間処理施設に係る分担金の追加である。十勝圏複合事務組合新中間処理施設の事業費については、本年度賃金及び物価上昇があるということで、スライド方式の契約となっていることから分担金を追加するものである。6款1項3目、農業振興費738万3,000円の追加は、環境保全型農業の取り組み面積の増加、及び、担い手確保・経営強化支援事業の補助要望の増に伴う追加である。15ページに参る。6目、土地改良事業費4,506万9,000円の減額は、農業水路等長寿命化事業の排水路工事の工程変更に伴う減額、並びに道営畑地帯整備事業の下佐幌15号地区に係る道営事業費の減額に伴う補正である。15ページの6款2項1目、林業振興費、並びに16ページの7款1項1目商工振興費、この2つについては、特定財源のみの補正である。16ページ1番下の8款4項1目、都市計画総務費200万円の追加は、公設灯の修繕箇所が今年度増加しており、追加の補正である。17ページに参る。9款1項2目、消防団費35万9,000円の追加は、消防団車両の修繕の増加によるものである。10款1項2目、教育振興費2万9,000円の追加は、北海道市町村備荒資金組合への償還金額の確定に伴う追加である。4項7目、地域学習施設費26万円の減額は、今年度管理委託を予定していたが、この委託を見送ったことにより減額するものである。18ページに参る。5項1目、保健体育総務費131万1,000円の追加は、スポーツ大会等出場の奨励金の支給者の増加が見込まれることから追加するものである。2目、体育施設費61万5,000円の減額は、工事完了に伴う不用額の減額である。また、アイスアリーナ製氷車の修繕料及び御影公園多目的広場の夜間利用増加に伴いそれぞれ追加の補正を行っている。19ページのほうに参る。3目、学校給食管理費113万7,000円の追加は、給食食材の高騰による追加である。12款公債費については、既借入済みの起債について、10年金利見直し方式による元金利子の変動があったことから、それぞれ1目の元金で80万2,000円の減額、2目の利子で173万8,000円の追加となっている。13款1項1目、行政費648万6,000円の追加は、退職報奨制度に該当する職員2名が、本年度末で退職を予定することから追加するものである。4ページのほうにお戻り願う。第2表、債務負担行為補正である。廃棄物処理業務委託、清水小学校公務補業務委託については、5年に1度入札を行い、業者選定をしている。その上で、2年目から5年目までは随意契約をしているところである。現在委託をしているが、今年度をもって5年を経過することから、令和8年度の業務委託について、年度内に入札執行を要することから、年度の次年度、8年度の額をそれぞれ債務負担行為として追加するものである。5ページに参る。第3表、地方債の補正である。歳入22款の町債の補正に伴い、過疎対策事業については1,760万円を引き下げ、起債発行限度額を3億7,610万円に変更するものである。また、脱炭素化推進事業については、40万円を引き下げ、起債の発行限度額を5,270万円に変更するものである。以上が、一般会計補正予算第9号の説明である。只今、議案の目次のページへおめくりいただく。定例会の議案第88号である。第6期清水町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定についてということで、議会のほうに議案を提出させていただく。なお、総合計画の関連については、本日、午後からの全員協議会の中で、企画課のほうから説明を合わせてさせていただくことになっている。以上、定例会の議案の説明とさせていただきます。

委員長：第6期清水町総合計画基本構想の変更についての議案の表紙の差し替えがあった。皆さんのお手元に既に挟み込まれていると思うので、差し替えをお願いします。
それでは今説明を受けたことについて皆さんの方から質疑あるか。

深沼委員：今まで作況調査の行政報告とかをやっていたが、今回はないのか。

総務課長：作況調査については、6月の定例会に関する議運のときに、副町長のほうからお話をさせていただくと思うが、合同作況というような形であるということと、それから、不作とかそういう凶作とか農作物に大きな影響が生じているということであれば、それは当然行政報告をしていくところだが、そうでない部分については行政報告については、順調に生育しているということであれば、していけないという方向が6月定例会の議運の中でお話をしたと思う。ご質問いただいているのは、たぶん秋で、農家にとってみればまずは小麦が順調に終わっていること、更には、その上で畑作については豆類とか、そういった生育状況ということだと思われ、牛についても乳量の動向などで言われているのは、今のところは6月の方針の中で副町長から説明を受けていて、予定をしていなかったのだが、1年に1回、農業の出来秋については良くも悪くも行政報告ということ等が望ましいのではないかとという趣旨ということで理解をさせていただいてよろしいか。

深沼委員：作物によって、いろいろ良い悪いのばらつきがあると思う。その中で、結果どういう作況状況か、もう収穫が終わって全部すべて終わっているの。これは実際、議員の中でも、話を聞いてだけの部分とか、町民などもどうなのだろうという部分があると思うので、前回の6月は要は経過しかないが、今回12月の部分では、すべてどういう状態だったかというのはもうはっきりしているの。麦の歩留まりにしてもそういった部分が農業関係には大きく携わってくる部分であると思うので、実際今回、そんなに歩留まり数が高いわけでもないの、年に1回の農政報告的な部分を報告してはどうかと思うが、いかがか。

委員長：他の委員からも意見はあるか。

只野委員：できれば、してもらったほうがいいかと私は思う。

田村委員：私も副町長が言われたのは、6月に例えば今順調ですとかというところの部分は、省略するのかと思ったので、年に1度のこの最後の作況、最終的なものは出てくるのだろうなと思っていたので。今、深沼委員が言われた内容については、あったほうがいいのかと思っている。

総務課長：私の立場で、提出についてこの場で明確にお答えすることはできないことはご了解いただきたいと思う。その上で、6月での説明についても、田村議員のほうからあったように、そこは理解というか認識の部分でもあったらと思うし、そういうこともあるが、年間1年間の出来秋というものは、農協や本町においては非常に重要なことなので、行政報告をすべきだという意見を議運の中で賜ったということで、町長・副町長のほうにお伝えさせていただき、対応させていただきたいと思っている。明確なことは私の立場で返答はと申し上げたけども、基本的にはしていくという方向になるかと考えているところである。以上である。

委員長：議会運営委員会の中で、行政報告すべきという意見が多かったということでお伝えしたい。他にあるか。

(「なし」という声あり)

委員長：なければ、質疑なしということで先に進めたいと思うが、この件についてはまた午後からの全員協議会で改めて確認していきたいということになると思う。次に、議会提出分について、事務局長から説明をお願いする。

事務局長：それでは、議会提出分の予定議案等について、お話しをする。まず、委員会報告と

ということで、総務産業と厚生文教常任委員会の所管事務調査の報告がある。提出議案というところでは、現在のところ議員提出議案の予定はない。それから、陳情・請願・意見書について、請願が1件上がっている。今日配付しているが、「食料・農業・農政農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願」ということで、桜井議員が紹介議員ということで、農民連盟のほうから請願が出ているということで、こちらが採択されれば、意見書ということで1件予定している。所管事務調査等の申し出は、各委員会からということ、議員の派遣ということで、前回9月にも派遣をとったが、まだ、「議会報告会と町民との意見交換会」はこの間開催できなかったもので、改めて派遣という形でまたやりたいなと思っている。以上である。

②審議方法等について確認

委員長：では、審議方法について確認をして参りたいと思う。条例の一部改正、補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議審査としてよろしいか確認したいと思う。よろしいか。

(「はい」という声あり)

委員長：次に、定例会の議案88号、第6期総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定についての審議方法だが、基本構想については一括して審議し、後期基本計画については、編ごとに区切って審査する。質疑については、本会議での質疑を3回までとする会議規則の第54条の規定を適用しないで行う。質疑に対する答弁は企画課長が行い、担当課長は基本的には答弁しない。討論、採決は一括して行うということでよろしいか、お伺いする。

(「よろしい」という声あり)

委員長：では、そのように進めることとする。

③会期日程の確認

委員長：会期日程について確認をして参りたいと思うが、おおよその日程ということになるが、執行側に審議日程の要望等があるかお伺いする。総務課長。

総務課長：基本的に補正予算については、臨時会も11月27日あるということで、特に急ぐものについては臨時会で計上しているところであるが、12月の定例会の補正予算においても、車両の修繕、施設の修繕といったもの、それからスポーツ大会の奨励金の支給というようなことで、できれば可能な限り速やかに執行したいというものが中に入っているの、できれば早い段階での補正予算の審議をお願いしたいということである。以上である。

委員長：今、補正予算について急ぐものがあるので初日に審議してほしいということであったが、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思う。いつも一般質問に影響がある場合があるということで、意見が出ていたが、今回その要望の中身についてお聞きした中でどう進めるかを決定して参りたいと思うが、皆さんからご意見はあるか。

(「なし」という声あり)

委員長：では、要望どおりの審議日程としてよろしいか。

(「よろしい」という声あり)

委員長：では、補正予算については初日の審議ということで確認をしたいと思う。それでは、町長提出及び議会提出の議案等を考慮して、現状でのおおよその日程について事務局長に説明をお願いする。

事務局長（大尾 智）：それでは、審議日程について説明する。会期初日 12 月 5 日（金）午前 10 時に開会である。まず、議運委員長の委員長報告を行った後、今申し出のあったとおり、承認していただいたとおり補正予算については初日ということで、一般会計から 6 会計、83 号から、87 号の補正予算の審議を行う。そのあと、議会関係の議案ということで、先ほどご説明した請願が 1 件あるので、紹介議員の説明を受けた後、総務産業常任委員会に付託ということになる。それから、総務産業・厚生文教、両委員会からの所管事務調査の報告を行う。そして、12 月 6 日（土）から 10 日（水）までは休会とする。12 月 11 日（木）、請願審査の委員会報告及び採決を行っていただく。そのあと、一般質問という形になる。翌 12 日（金）も一般質問を続けるが、質問通告者数により変更はあり得ると思う。それから、12 月 13 日（土）から 15 日（月）まで休会、12 月 16 日（火）は、条例の一部改正 2 件、議案 81 号の清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、それから、82 号の町営育成牧場の関連条例である。それから、その他の議案ということで、第 88 号の総合計画の関係の議案を行う。そして最後、請願が採択された場合は、意見書の提出について、それから、所管事務の調査の申し出を行って閉会という日程である。以上である。

委員長：今、説明のあった日程について、そのとおりでよいか、皆さんにお伺いする。よろしいか。

（「よろしい」という声あり）

委員長：最終的には、一般質問の通告を受けて、更に、追加議案を確認して次回の委員会で正式に決定したいと思う。会期については、12 月 5 日から 16 日までの 12 日間ということでよろしいか。

（「よろしい」という声あり）

④陳情、請願、意見書について

- ・食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願

委員長：陳情、請願、意見書等について 1 本出されているということだが、「食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願」が、清水農民連盟から出されている。会議規則第 91 条で所管の委員会に付託するというようになっていて、担当する総務産業常任委員会へ審査を付託するというのでよろしいか。

（「よろしい」という声あり）

委員長：それでは、一通り日程について審議した。執行側にはここで退出していただいて結構である。休憩する。

【休憩 10：38（執行側退席）】

【再開 10：38】

(2) その他

①全員協議会への報告、説明について

委員長：再開する。それでは、その他であるが、全員協議会の報告説明について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長：それでは、午後からの全員協議会への説明等についてご報告する。前段では、まず臨時会と定例会の議案の説明が行われると思う。それから、町名変更の関係と総合計画の関係は、全員協議会のほうには企画課長も出席して説明があると思う。前段、理事者側からの説明については以上となる。それが終了した後、前回の議運等でもご確認いただいたとおり、議会の活性化に係る中間報告、これも前回確認していただいているけれども、中間報告ということで全員協議会に報告する。質疑はそこで受けるという形になると思うけども、議運としてこういうことをまとめたという形になるので、それを本日付で議長のほうに中間答申という形で答申させていただくと。その答申を受けて議長において11月27日の臨時会後に全員協議会を再度開催していただいて、そこで改めて協議していただいて、議会としての方針を固めていただく方向となろうかと思う。それから、それに関連するということになるけれども、「議会報告会と町民の意見交換会」については、今年度については、この議員定数、議員報酬の部分で町民との意見交換会を実施するという形になろうかと思う。日程等について前日も若干お話しをしたが、なかなか年内には周知等を含めて難しいと思うので、別途、委員長・副委員長で協議していただいて決めていただきたいと思うけども、1月中旬以降かなと想定をしているところである。それから、3番目の令和8年度の当初予算関係についても、若干全員協議会でご説明したいと思うけれども、昨年度、今年度の当初予算に要求していたタブレットとペーパーシステムの導入だが、先日、総計のヒアリングもあったので、再度予算要求するということでは、最終的な決定については、予算査定の中でやっていこうということになっているが。昨年同様、当初予算に要求していきたいと思っている。その他は若干項目はあるが、来年度予算に関わって、大きな点については以上ということである。今お話申し上げた1、2、3点については、全員協議会のほうでご報告というか、ご提案していきたいと思っている。以上である。

委員長：議運に関する部分については私が説明するのであれだが、今局長から説明のあった部分で、質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

委員長：これから全員協議会の中で説明していく点についての確認をした。その他、皆さんから何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員長：なければ、本日の議会運営委員会は、これで閉じさせていただく。お疲れ様です。

【閉会 10：44】